

改 正 案	現 行
<p>（手数料）</p> <p>第十三条 法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者 二千五百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、二千四百五十円）</p> <p>二 免状の書換え交付を受けようとする者 二千五百円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）</p> <p>三 免状の再交付を受けようとする者 二千五百円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（手数料）</p> <p>第十三条 法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者 二千四百五十円</p> <p>二 免状の書換え交付を受けようとする者 二千五百円</p> <p>三 免状の再交付を受けようとする者 二千五十円</p> <p>2 （略）</p>